

青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

組織改正等による執行体制の見直しの経過を踏まえ、職員定数を改めた
いので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

青梅市職員定数条例（昭和 26 年条例第 33 号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条第 1 項の表中「633 人」を「627 人」に、「205」を「
182」に、「862」を「833」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員定数条例（昭和26年条例第33号）

改正後	現行	備考																																
<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 475 985 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の補助職員</td> <td>627人</td> </tr> <tr> <td>議会の職員</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の職員</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>監査委員の職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の職員</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>833</td> </tr> </tbody> </table> <p>2および3 略</p>	区分	定数	市長の補助職員	627人	議会の職員	11	教育委員会の職員	182	選挙管理委員会の職員	4	監査委員の職員	4	農業委員会の職員	5	合計	833	<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 475 1890 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の補助職員</td> <td>633人</td> </tr> <tr> <td>議会の職員</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の職員</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>監査委員の職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の職員</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>862</td> </tr> </tbody> </table> <p>2および3 略</p>	区分	定数	市長の補助職員	633人	議会の職員	11	教育委員会の職員	205	選挙管理委員会の職員	4	監査委員の職員	4	農業委員会の職員	5	合計	862	
区分	定数																																	
市長の補助職員	627人																																	
議会の職員	11																																	
教育委員会の職員	182																																	
選挙管理委員会の職員	4																																	
監査委員の職員	4																																	
農業委員会の職員	5																																	
合計	833																																	
区分	定数																																	
市長の補助職員	633人																																	
議会の職員	11																																	
教育委員会の職員	205																																	
選挙管理委員会の職員	4																																	
監査委員の職員	4																																	
農業委員会の職員	5																																	
合計	862																																	
<p><u>付 則</u> この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>																																		